

平成19年3月26日

条例第18号

熊本県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第2項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合議会に事務局を置く。

(職員)

第2条 事務局に事務局長及び書記を置く。

2 事務局の職員は、議長が任免する。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。